

JCSS pH 標準液 (第 2 種) のご案内

第 22 号 (第 2 版)

2009 年 9 月 2 日

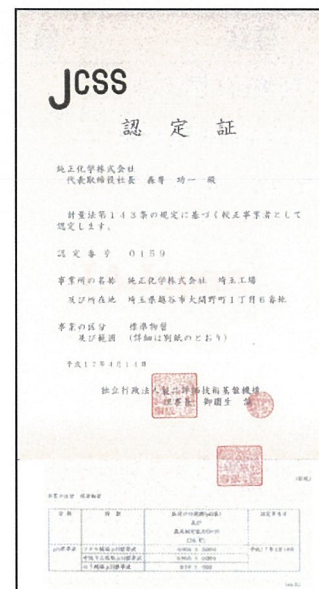
JCSS (Japan Calibration Service System)

JCSS (計量法校正事業者登録制度) とは、校正事業者が計量法関連法規および JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) の要求事項にシステマ的にも技術的にも適合しているかを認定機関 (NITE の IAJapan) が審査し、登録する制度です。そして登録の有効期限は 4 年なので、その都度更新審査を受けます。NITE: (独) 製品評価技術基盤機構

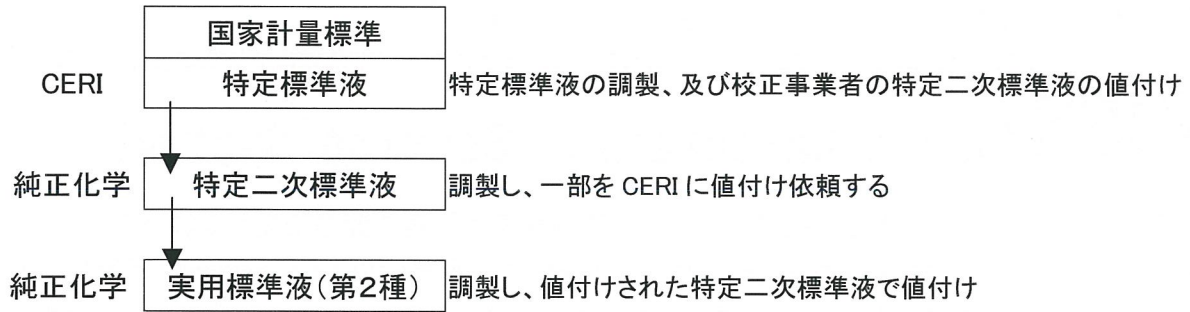
pH 測定する時は、必ず pH 標準液を用いて pH 計を校正します。常に信頼ある pH 値を得られるよう、当 JCSS pH 標準液 (第 2 種) は、指定校正機関 ((財) 化学物質評価研究機構 (CERI)) により値付けされた特定二次 pH 標準液を媒介し、国家計量標準にトレーサブルです。

<製品リスト>

製品コード	製品名	規格	容量	定価
63196-4930	フタル酸塩 pH 標準液 (pH4.01 第 2 種)	JCSS	500ml	2,500 円
45133-4930	中性りん酸塩 pH 標準液 (pH6.86 第 2 種)	JCSS	500ml	2,500 円
69031-4930	ほう酸塩 pH 標準液 (pH9.18 第 2 種)	JCSS	500ml	2,500 円



JCSS pH標準液のトレーサビリティ



純正化学における各標準液の値付け範囲及び最高測定能力 (認定番号 0159)

分類	種類	値付けの範囲(pH 値)及び 最高測定能力 ($k=2$) (25°C)	認定年月日
pH 標準液	フタル酸塩pH 標準液	4.008±0.004	平成17年4月14日
	中性りん酸塩pH 標準液	6.865±0.004	
	ほう酸塩pH 標準液	9.18±0.01	

平成17年、JIS Q 17025:2000 の元、本邦で初めて JCSS 認定された。

平成18年、JIS Q 17025:2005 への改正でみなし登録に移行された。

平成21年、登録更新中

製品リストの実用 pH 標準液 (第 2 種) の値付け範囲と不確かさ

種類	値付け範囲(25°C)	不確かさ($k=2$)
フタル酸塩pH 標準液	4.01	0.01
中性りん酸塩pH 標準液	6.86	0.01
ほう酸塩pH 標準液	9.18	0.01